

子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

## 指導と評価の一体化を目指して

### I 理論編

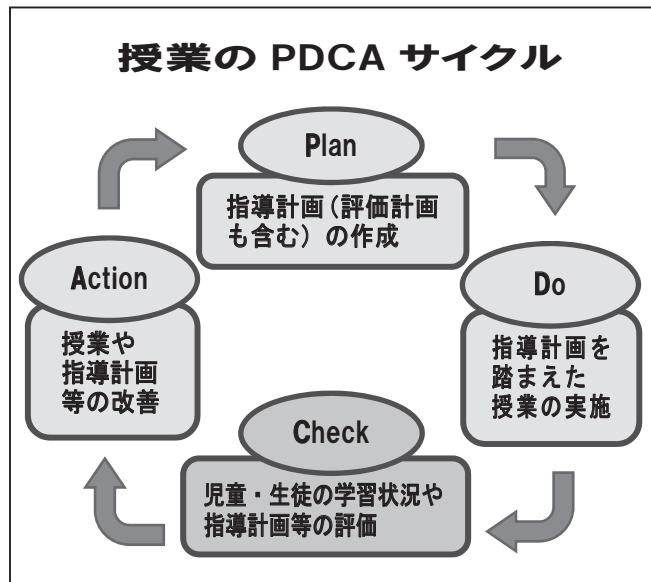
## I - 1 学習評価の基本的な考え方について

### 〔1〕 児童・生徒一人一人の力を伸ばす授業を創るために

指導したことを確実に評価しているでしょうか。評価したことを指導に生かしているでしょうか。学習評価は、学校における教育活動に関し、児童・生徒の学習状況を評価するためのものです。つまり、授業等を行った際に、「児童・生徒にねらいとする力が身に付いたのか」を着実に把握することが学習評価なのです。

教師が授業改善を図るとともに、児童・生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするため、学習評価の在り方は極めて重要です。

私たち教師は、児童・生徒に身に付けさせたい力を明確にして、その力が、一人一人に確実に身に付くよう指導を工夫します。そして、日々の授業において、児童・生徒の学習状況を評価し、その結果を児童・生徒の学習や教師による指導の改善に生かすことが大切です。



### 〔2〕 指導と評価の一体化を目指して

児童・生徒に必要な資質・能力を効果的に育成するためには、教科等の目標及び内容と学習評価とを一体的に検討することが重要です。「中央教育審議会答申」（平成 28 年 12 月 21 日）や「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（以下「報告」という。中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会、平成 31 年 1 月 21 日）においては、学習評価により、児童・生徒の学習の成果を的確に捉え評価するのは当然のこと、評価の結果を教師が次の指導の改善に生かすこと、すなわち「指導と評価の一体化」が重要であると改めて示されています。

指導と評価の一体化は、今回の学習指導要領改訂で明文化された「カリキュラム・マネジメント」及び「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」においても、重要な役割を果たすものです。カリキュラム・マネジメントについては、その一側面として、「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」が、平成 29 年改訂小・中学校学習指導要領総則に示されています。各学校が日々の授業の下で児童・生徒の学習状況を評価し、その結果を児童・生徒の学習や教師による指導の改善、学校全体としての教育課程の改善、そして組織運営等の改善に生かし、教育活動の質の向上を図ることは、「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」に位置付けられるものであり、学習指導と学習評価はカリキュラム・マネジメントの中核的な役割を担っていることができます。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行う上でも、学習評価の結果を児童・生徒の学習や教師の指導に生かすことは、児童・生徒の学習を充実させるために大切です。

### 〔3〕 学習評価の現状と課題

報告においては、学習評価の現状として、次のような課題が示されています。

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない。
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートを取っているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない。
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次学年や次学校段階において十分に活用されていない。

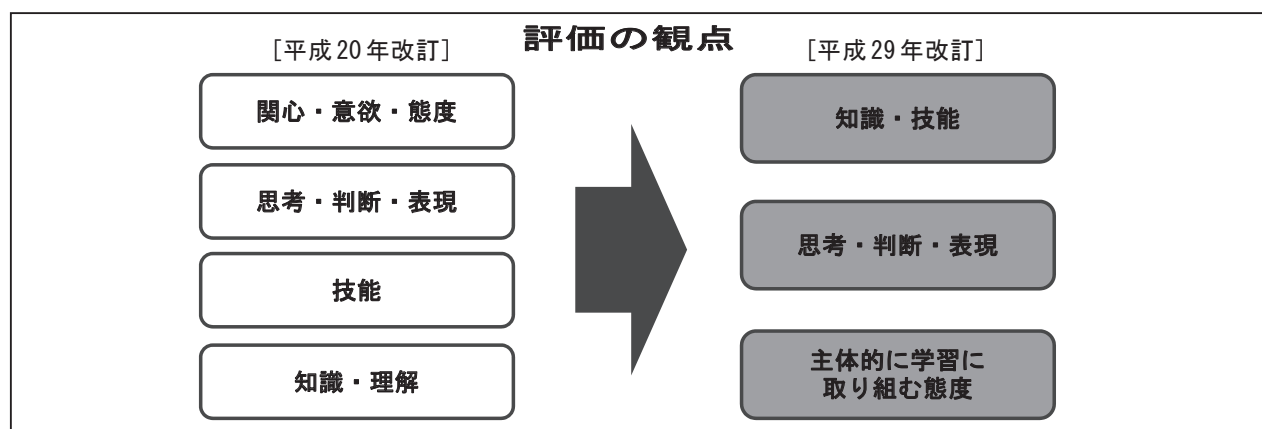
また、学校における働き方改革が喫緊の課題となっている中で、これらの課題を克服するためにも、真に意味のある学習評価を通して、指導と評価の一体化を実現できるよう学習評価を改善することが求められました。このことを踏まえて、「児童生徒の学習評価に関するワーキング・グループ」において、次のような学習評価の改善の基本的な方向性が示されました。

- 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
- 教師の指導改善につながるものにしていくこと。
- これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

### 〔4〕 評価の観点の整理

平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領は、小学校では令和 2 年度から全面実施となり、中学校では令和 3 年度から全面実施となります。今回の学習指導要領の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を児童・生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出ししていくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の三つの柱で再整理されました。

こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価については、小・中・高等学校の各教科を通じて、4 観点から 3 観点到に整理されました。



※ 学校教育法第 30 条第 2 項では、次のように示されています。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

## I - 2 学習評価の改善について

### 〔1〕 指導と評価の改善

学習評価においては、単元や題材で身に付けさせる力を明確にして、それを実現するための効果的な学習活動を計画・実施し、その成果としての児童・生徒の変容・成長を適切に把握することが必要です。教師が指導の改善を図るとともに、児童・生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

学習評価を行うに当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童・生徒一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めることができるようにすることが大切です。

### 〔2〕 新学習指導要領における各教科の学習評価

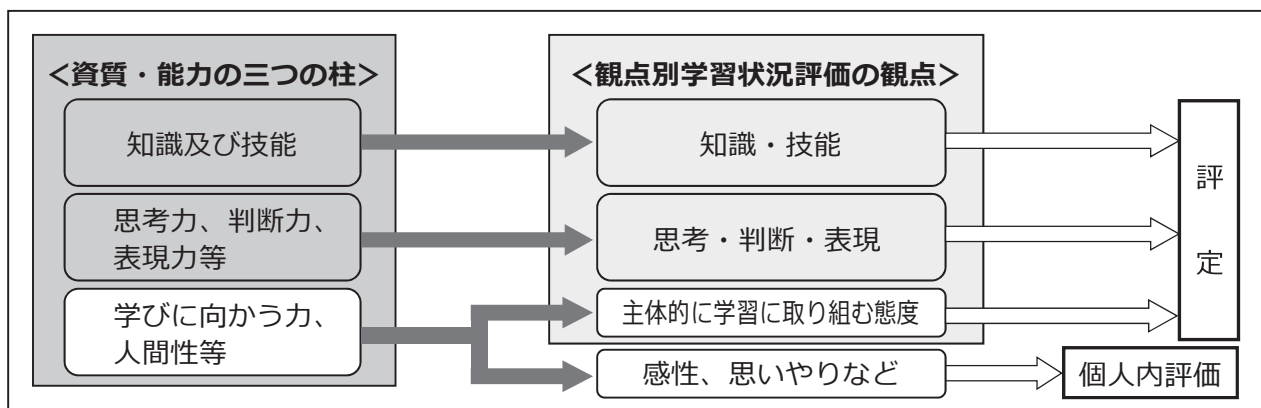
各教科の学習評価においては、平成 29 年告示の学習指導要領においても、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされています。

また、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童・生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされています。観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童・生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童・生徒に伝えることが重要であることが示されています。特に、「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童・生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、児童・生徒に伝えることが重要であることが示されています。

### 〔3〕 新学習指導要領の趣旨を踏まえた評価の観点

今回の学習指導要領の改訂においては、全ての教科等の目標及び内容が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱で再整理されました。

各教科における評価は、学習指導要領に示された各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するものです。特に「学びに向かう力、人間性等」は、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまない、個人内評価を通じて見取る部分があります。「感性や思いやり」など児童・生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などについては、積極的に評価し、児童・生徒に伝えることが重要です。



## I - 3 評価の観点について

### 〔1〕 観点別学習状況評価の各観点について

#### ◆ 知識・技能

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価をするとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価する。

#### ◆ 思考・判断・表現

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

#### ◆ 主体的に学習に取り組む態度

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価する。

### 〔2〕 「知識・技能」について

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価をするとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価する。

「知識・技能」における上述のような考え方は、従前の「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）、「技能」（各教科等において習得すべき技能を身に付けているかを評価）においても重視してきたものです。

「知識・技能」の具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図ることなどが考えられます。また、児童・生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられます。

### 〔3〕 「思考・判断・表現」について

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

「思考・判断・表現」における上述のような考え方は、従前の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたものです。「思考・判断・表現」を評価するためには、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、児童・生徒が思考・判断・表現する場面を効果的に設計した上で、指導・評価することが求められます。また、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を児童・生徒が身に付けているか、評価します。

知識及び技能を活用して課題を解決する過程には、

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられます。

「思考・判断・表現」の具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

#### 〔4〕「主体的に学習に取り組む態度」について

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価する。

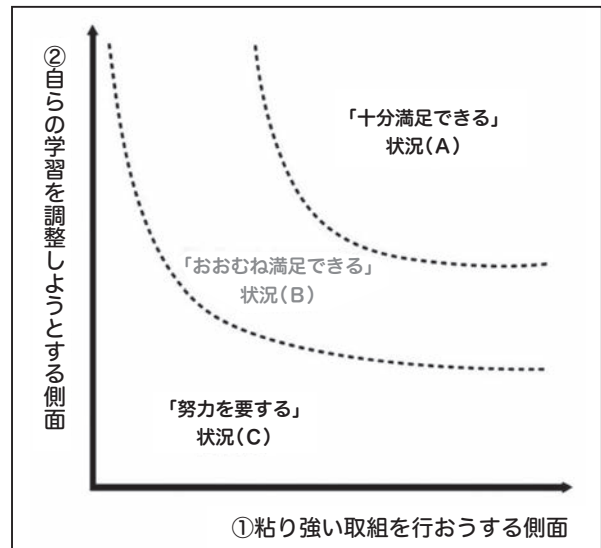
「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、上述のような意思的な側面を評価することが重要です。

従前の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという考え方に基づいたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものです。

さらに、「主体的に学習に取り組む態度」については、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

という二つの側面を評価することが求められます。これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定されます。例えば、児童・生徒が自らの学習を全く調整しようせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではないと考えられます。



「主体的に学習に取り組む態度」の評価イメージ

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や児童・生徒による自己評価や相互評価等の状況を、教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。

## I - 4 「妥当性」、「信頼性」のある評価について

### 〔1〕 「妥当性」、「信頼性」のある評価とは

学校や教師は、指導の内容や方法だけではなく、指導の結果についても説明できるようにすることが求められます。したがって各学校における学習評価については、評価の「妥当性」を常に確保し「信頼性」のある評価として行うことが重要です。

学習評価の「妥当性」とは、評価結果が評価の対象である資質・能力を適切に反映しているものであることを示すものです。「妥当性」を確保するためには、学習指導要領に基づき、学習指導の目標（ねらい）を明確にするとともに適切な内容を設定し、その目標及び内容と対応した評価規準を設定するとともに、評価規準で示される資質・能力を評価するのに適した方法を選択することが重要です。

また、学習評価の「信頼性」とは、教師の主観に流れることなく、誰が評価しても同じ結果になることを示すものです。「信頼性」を確保するためには、評価が適切な評価規準や評価方法等によって学校全体で組織的・計画的に行われることが重要です。そして、学習評価に関して、毎年度の早い時期に児童・生徒や保護者に説明することが大切です。

### 〔2〕 学校全体としての組織的・計画的な取組について

評価の「妥当性」を常に確保するとともに、「信頼性」のある評価として実施するためには、

- 評価規準を適切に設定すること
- 評価方法の工夫・改善を進めること
- 評価結果について教師同士で検討すること
- 校内研究・研修における授業研究等を通じ、教師の共通理解と力量の向上を図ること

などについて、校長のリーダーシップの下、学校として組織的・計画的に取り組むことが求められます。

学校としての評価の方針、方法、体制、結果などについて、日頃から教師間の共通理解を図り、担当教科、経験年数等に関わらず、全ての教師が共通の認識をもって評価を行うことが重要です。

また、学校として、国や都などが実施する広域的な学力調査等の結果を生かして、児童・生徒の学習状況等を把握し、指導の在り方や評価方法等について改善を図ったり、近隣の学校同士で評価規準や評価方法等について情報交換を行ったりするなどの取組も重要です。

さらに、平成 29 年改訂では学校間の接続も重視されており、進学時に児童・生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要です。

### 〔3〕 保護者や児童・生徒への情報の提供について

信頼される評価を行うためには、保護者や児童・生徒などの関係者の間で、評価規準や評価方法等について共通理解を図ることが重要であり、評価が妥当であると判断できるものでなければなりません。

そのため、評価規準や評価方法等について事前に説明したり、評価結果の説明を充実したりするなど、学習評価に関する情報をより積極的に提供することが求められます。

例えば、次のような内容を保護者や児童・生徒に分かりやすく説明することが重要です。

- ① 「目標に準拠した評価」や「観点別学習状況の評価」とはどのようなものか
- ② どのような観点や評価規準に基づいて、どのような方法で評価・評定を行うのか
- ③ 一人一人の児童・生徒に対し、実際に、どのように評価・評定したのか

などについて、保護者会や面談、学校便りや通知表等、様々な機会を通して保護者や児童・生徒に伝えることが大切です。

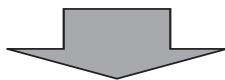
## I - 5 「指導と評価の計画」の作成について

### 〔1〕年間指導計画に基づく「指導と評価の計画」の作成について

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性や可能性を最大限に伸ばす授業を実現するためには、単元（題材）の目標を明確にした「指導と評価の一体化」を図ることが不可欠です。

そのため年間を通して、各単元（題材）の目標が実現されるよう、次のように「指導と評価の計画」を作成する必要があります。

- ① 学習指導要領に示されている各教科等の目標と内容に基づき、児童・生徒の実態等を踏まえて年間指導計画を作成し、これを基に単元（題材）ごとの目標や内容、さらには学習活動等を示した指導計画を作成する。



- ② 単元（題材）ごとの目標と内容を分析し、単元（題材）ごとの観点別学習状況の評価規準を設定する。



- ③ 単元（題材）の中での各1単位時間の学習活動について、指導が曖昧になったり網羅的になったりすることがないように、どのような資質・能力をどこまで育成するのか、ねらいを明確にして、具体的な評価規準を設定するとともに、評価場面と評価方法を明らかにする。

### 〔2〕「指導と評価の計画」の点検・確認について

「指導と評価の計画」は、年度当初に立てたままでよいということではなく、単元（題材）ごとの目標や内容、評価規準は適切か、評価方法は適切かなどについて不断に見直し、必要があれば、年度途中であっても、その都度、改善を図る必要があります。

また、この「指導と評価の計画」の点検・確認は、各教科等や各学年だけで判断して行っていればよいということではありません。

「指導と評価の計画」は、教科や学年ごとに作成されていますが、学校の教育活動における「指導と評価の計画」であることから、学校として管理するものです。学校として点検・確認を行うことは、評価の「妥当性」を常に確保し「信頼性」のある評価として実施するために不可欠です。

例えば、計画どおりに指導を行ったとはいうものの、実際には、児童・生徒が学力を身に付けるための学習活動が不十分であったり、児童・生徒の学習状況を把握するための評価情報が不足していたりするなど課題があった場合、当初の計画を変更し新たな学習活動の設定等を行う必要があります。

そして、このような「指導と評価の計画」の変更は、常に学校全体のものとして把握されていることが必要です。

各学校では、「週ごとの指導計画」の提出等で、各教科等の指導と評価について進行管理されていますが、何か課題があっても十分に改善ができる余裕がある時期、例えば、学期末の評価・評定が確定する前などに、学校全体として「指導と評価の計画」及びその実施状況の点検・確認を行うことが大切です。具体的には、授業の進度や、児童・生徒の学力を観点別に把握するための評価情報の収集の状況等について、学年や学級、教科の枠を超えて、組織的に点検・確認を行います。また、評価・評定の結果についても、同様に組織的に点検・確認を行い、必要がある場合は改善を図ることが重要です。



## I - 6 評価規準の作成について

### 〔1〕 評価規準の設定について

児童・生徒一人一人の進歩の状況や各教科等の目標の実現状況を的確に把握し、指導の改善に生かすことができるよう評価を行うためには、単元（題材）の目標や各1単位時間の指導のねらいを明確にすることが必要です。そして、その目標や指導のねらいが実現されたかどうかを把握するためには、期待される児童・生徒の姿について、あらかじめ具体的に想定しておくことが大切です。

これを示したものが評価規準であり、各教科等について各学校が設定するものです。

評価規準の設定の際は、単元（題材）の目標や各1単位時間の指導のねらいを分析、検討するとともに、児童・生徒の実態を踏まえ、教材、学習活動等に即して設定します。

評価規準の設定に当たっては、『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）』（国立教育政策研究所、令和2年3月）を参考にすることができます。国の資料では、各教科等の特質に応じて学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の基本的な手順が示されており、「第3編 単元ごとの学習評価について（事例）」には、「指導と評価の一体化」を具現化するための指導と評価の計画や観点別学習状況の評価の進め方等が具体的に示されています。

### 〔2〕 「内容のまとめりごとの評価規準」とは

学習指導要領には、各教科等の「第2 各学年（分野）の目標及び内容」の「2 内容」において、「内容のまとめり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されています。

国の資料では、児童・生徒が資質・能力を身に付けた状況を表すために、この「2 内容」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したものを、「内容のまとめりごとの評価規準」と呼んでいます。なお、「主体的に学習に取り組む態度」に関しては、各学年（又は分野）の「1 目標」等を参考に「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する必要があります。

### 〔3〕 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

国の資料では、各教科における、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順について、次のように示されています。

学習指導要領に示された教科及び学年（又は分野）の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、

① 各教科における「内容のまとめり」と「評価の観点」との関係を確認する。

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

「知識・技能」の評価規準については、基本的に、①において「知識及び技能」で示された内容をもとに、その文末を「～している」、「～できる」などとして作成します。

「思考・判断・表現」の評価規準については、基本的に、①において「思考力、判断力、表現力等」で示された内容をもとに、その文末を「～している」、「～できる」などとして作成します。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準については、基本的に、当該学年の「主体的に学習に取り組む態度」の観点の趣旨をもとに、当該「内容のまとめり」で育成を目指す「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」で示された内容や指導事項等を踏まえ、その文末を「～しようとしている」、「～している」などとして作成します。

なお、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順①、②の詳細については、本資料において、このあとの「II 実践編」に示しています。

## I - 7 評価方法について

### 〔1〕 評価方法の設定について

適正な評価を実施するためには、適切な評価規準の設定と併せて、評価規準に示される資質・能力を評価するのにふさわしい評価場面や評価方法を選択することが重要です。この評価場面や評価方法の設定については、児童・生徒の状況を無理なく的確に把握できるよう選択・検討することが求められます。

#### 《主な評価方法》

##### ◇ 「ペーパーテスト」

ペーパーテストには、単元（題材）ごとや1単位時間ごとに行う小テスト、中間や期末テストといった定期テストなどがあります。自作テストの作成に当たっては、単元（題材）の目標及び内容に基づくとともに、解答の形式（選択式、短答式、記述式等）などを工夫して評価の観点との関連を意図した問題を作成することで、児童・生徒の学習の実現状況を分析的に把握できるようにすることが重要です。

##### ◇ 「観察や対話による評価」 …活動の様子の観察、ノート、面接などを通して行う。

##### ◇ 「作品の評価」 …作文、小論文、レポート、作品などを通して行う。

##### ◇ 「実演（実技）の評価」 …口頭発表、演奏、演技、操作などを通して行う。

これらの評価方法は、広い意味での「パフォーマンス評価」としても活用されます。

「パフォーマンス評価とは、様々な学習活動の部分的な評価や実技の評価をするという単純なものから、レポートの作成や口頭発表等により評価するという複雑なものまでを意味している。または、それら筆記と実演を組み合わせたプロジェクトを通じて評価を行うことを指す場合もある。」（「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成22年3月）

ペーパーテストでは見えにくい学力を可視化して評価するために、このような評価方法を工夫して活用することが重要です。

しかし、例えば「思考・判断・表現」の資質・能力が、活動や作品等に直接表れているとは限りません。したがって、その背後にある児童・生徒の資質・能力の発揮・伸長の状況を把握しようと努めることが大切です。

また、児童・生徒の学習の活動状況や態度を観察して評価する際は、観察に追われて適切な指導ができないということがないよう、あらかじめ評価の対象となる行動や状態を想定しておく、すなわち評価規準を明確にしておくことが大切です。

### 〔2〕 評価場面や評価方法等の具体的な事例について

評価場面や評価方法等を検討する際には、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）（国立教育政策研究所、令和2年3月）における事例を参考にすることができます。国の資料では、学習評価の改善の基本的な方向性を踏まえつつ、平成29年改訂学習指導要領の趣旨・内容の徹底に資する評価の事例を示すことができるよう、原則として次のような方針を踏まえたものとしています。

- ・ 単元に応じた評価規準の設定から評価の総括までとともに、児童・生徒の学習改善及び教師の指導改善までの一連の流れを示している。
- ・ 観点別の学習状況について評価する時期や場面の精選について示している。
- ・ 評価方法の工夫を示している。

## I - 8 指導の改善に生かす評価と評価結果の記録

### 〔1〕 指導の改善に生かす評価について

実際の各教科等の授業においては、教師は児童・生徒の学習状況を常に把握しながら、指導を進めることが大切です。

学級全体とともに児童・生徒一人一人の学習状況を細やかに把握し、必要があるときには当初の指導の計画を変更して、理解や習熟の程度に応じて繰り返し指導を加えていたり、児童・生徒の興味・関心に応じた課題を新たに設定したりするなどして、指導の改善を不断に行いながら進めるのが授業の実際です。

こういった、児童・生徒一人一人の学習状況を細やかに把握するための視点となるのが、各教科等における評価の観点です。各教科等の評価の観点は、各教科等の特性に基づいた目標を実現し、その教科の学力の育成を確実に図るために、児童・生徒の当該教科等の学力の状況（＝学習の実現状況）を分析的に捉える視点として示されています。

したがって、学習指導においては、目標と内容に基づいた評価規準の設定と、「指導と評価の一体化」による指導の改善・充実を、日常的に図ることが重要です。

### 〔2〕 評価結果の記録について

指導の改善に生かす評価を行う中で、必要がある場合は、「十分満足できる」状況、「おおむね満足できる」状況、「努力を要する」状況と判断した児童・生徒の具体的な状況について記録しておくことが重要です。

しかし、学級の児童・生徒全員について頻繁に記録を残すような評価の在り方は、現実的には困難です。日々の授業の中では、児童・生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、評価の記録については、基本的に単元や題材等のまとめりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行います。テストやレポート、ワークシート、ノート、作品など、授業後に教師が確認しながら全員の評価を行えるような方法を活用していくことが効果的です。

この児童・生徒全員の学習状況を記録として残すための評価を行う際には、それぞれの単元（題材）において、その時期や方法を観点ごとに整理し、適切かつ計画的に行うことが大切です。平成28年の「中央教育審議会答申」においては、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとめりの中で、指導内容に照らして評価の場面を適切に位置付けることを求めています。

そして、授業後に教師が確認しながら行った全員の評価の結果と、授業中の指導の改善に生かすために行った個別の評価とを組み合わせ、全員の学習状況を適切に評価します。

このような評価方法の工夫により、評価すべき点を見落とししていないか確認できるだけでなく、必要以上に記録を残すことに多大な時間を要し、指導がおろそかになるといった状況を防ぐことができ、効果的・効率的な学習評価を行うことが可能になると考えられます。記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるまで、必要な指導や支援を行わないまま、一方的に評価をするようなことがないようにしなければなりません。

## I - 9 観点別学習状況の評価と評定

### 〔1〕 観点別学習状況の評価とは

観点別学習状況の評価は、各教科の学習状況を分析的に捉えるものです。児童・生徒がそれぞれの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことができます。

観点別学習状況の評価は、各教科の単元や題材などのまとめりごとの学習状況を A、B、C の 3 段階別に総括したものです。したがって、何らかの学習状況を段階別に総括する点においては、観点別学習状況の評価も評定の一種であることに留意することが必要です。

これまで各学校において取り組まれてきた観点別学習状況の評価やそれに基づく学習や指導の改善の更なる定着につなげる観点からも、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に 3 段階（ABC）とすることが適当であるということになりました。

### 〔2〕 評定とは

評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものであり、児童・生徒や保護者にとっては、学習状況を全般的に把握できる指標として捉えられてきています。また、高等学校の入学者選抜や AO・推薦入試を中心とした大学の入学者選抜、奨学金の審査でも用いられる等、広く利用されています。

また、評定は、観点別学習状況の評価を教科全体の学習状況として段階別に総括したものであり、小学校では第 3 学年以上で 1 から 3 の三段階で評価します。中学校以上では 1 から 5 の五段階で評価します。

### 〔3〕 現状と課題を踏まえて

現状としては、評定が学習指導要領に定める目標に照らして、その実現状況を総括的に評価するものであるという趣旨が十分に浸透していないという課題があります。児童・生徒や保護者の関心が、評定や学校における相対的な位置付けに集中してしまっており、学習の改善を要する点がどこにあるかをきめ細かに示す観点別学習状況の評価の役割が、十分に理解されていないとの指摘もあります。

また、評定が入学者選抜や奨学金の審査等に利用される際に、観点別学習状況の評価を評定として総括する際の観点ごとの重み付けが学校によって異なるため、児童・生徒一人一人をきめ細かく評価するためには、観点別学習状況の評価を活用することが重要との指摘もあります。

こうした課題を踏まえて、観点別学習状況の評価と評定の双方の本来の役割が発揮されるようにすることが重要です。また、観点別学習状況の評価をどのように評定に総括するかについては、これまでも、評定の決定方法は、各学校で定めることとされてきました。今後もその方針を継承した上で、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）（国立教育政策研究所、令和 2 年 3 月）において、その取扱いの考え方が示されています。

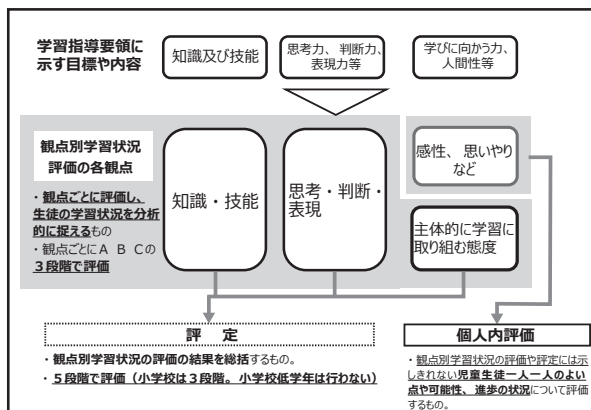
なお、評定をどのように用いるのかに関して、通知表における扱いについては各学校において、また、入学者選抜における扱いについては選抜を行う大学や高等学校等において、評定の役割や指摘されている課題等を十分に踏まえた上で、観点別学習状況の評価を活用することも考慮しながら、適切な在り方を検討することが求められます。

# I - 10 観点別学習状況の評価の評定への総括

## 〔1〕 評価から評定への総括

観点別学習状況の評価は、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、各教科の評定を行う際に基本的な要素となるものです。

それに対して、評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものです。また、児童・生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものです。



「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」より  
(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会、平成 31 年 1 月 21 日)

### ○ 観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括の例（中学校〇〇科の例）



### ○ 観点別学習状況の評価に係る記録の総括について

適切な評価の計画の下に得た、児童・生徒の観点別学習状況の評価に係る記録の総括の時期としては、単元（題材）末、学期末、学年末等の節目が考えられます。総括を行う際、観点別学習状況の評価に係る記録が観点ごとに複数ある場合は、例えば、次のような方法が考えられます。

- ・ 評価結果のA、B、Cの数を基に総括する場合  
何回か行った評価結果のA、B、Cの数が多いものが、その観点の学習の実施状況を最もよく表現しているとする考え方に立つ総括の方法です。例えば、3回評価を行った結果が「A B B」ならばBと総括することが考えられます。なお、総括の仕方については、あらかじめ各学校において決めておく必要があります。
- ・ 評価結果のA、B、Cを数値に置き換えて総括する場合  
何回か行った評価結果A、B、Cを、例えばA = 3、B = 2、C = 1のように数値によって表し、合計したり平均したりする総括の方法です。例えば、総括の結果をBとする範囲を  $[2.5 \geq \text{平均値} \geq 1.5]$  とすると、「A B B」の平均値は、約 2.3  $[(3 + 2 + 2) \div 3]$  で総括の結果はBとなります。

なお、評価の各節目のうち特定の時点に重きを置いて評価を行う場合など、この例のような平均値による方法以外についても様々な総括の方法が考えられます。

## 〔2〕 観点別学習状況の評価と評定の関係

各学校では、観点別学習状況の評価と評定の関係について十分留意した上で、観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や方法について、教師間で共通理解を図り、児童・生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切です。

小学校では、次のようになります。ただし、次に示した場合以外の各観点の評価の組合せについては、各小学校で適切に総括して評定します。

- ◎各観点が**全てA**ならば ⇒ 評定は**3**となる（2、1にはならない）
- ◎各観点が**全てB**ならば ⇒ 評定は**2**となる（3、1にはならない）
- ◎各観点が**全てC**ならば ⇒ 評定は**1**となる（3、2にはならない）

中学校では、次のようになります。ただし、次に示した場合以外の各観点の評価の組合せについては、各中学校で適切に総括して評定します。

- ◎各観点が**全てA**ならば ⇒ 評定は**4**以上となる（3、2、1にはならない）
- ◎各観点が**全てB**ならば ⇒ 評定は**3**となる（5、4、2、1にはならない）
- ◎各観点が**全てC**ならば ⇒ 評定は**2**以下となる（5、4、3にはならない）

【注】観点別学習状況の評価のAについては、その実現状況に幅があり、Bに近いAもあるため、**各観点が全てAでも、必ずしも5にはなりません**。また、観点別学習状況の評価のCについても、Bに近いCもあるため、**各観点が全てCでも、必ずしも1にはなりません**。

### ○ 評定について (小学校)

総括した3観点の評価が同一ではない場合は、各観点のA、B、Cの数の組合せ、又は、A、B、Cを数値で表したものに基づいて適切に総括し、その結果を評定として表すことができるよう、あらかじめ各学校において決めておく必要があります。

### (中学校)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日 初等中等教育局長通知）では、**観点別学習状況の評価結果のAも、評定の4も、『十分満足できる』状況と判断されるもの」と同じ表現で示されています。また、評定の5については、『十分満足できるもののうち、特に程度が高い』状況と判断されるもの」と示されています。**

したがって、観点別学習状況の評価と評定の関係を明確にするために、以下の例のように、各観点における生徒一人一人の学習の実現状況を数値化して示している学校もあります。

観点別学習状況の評価		学習の実現状況
A	十分満足できる	Q%以上
B	おおむね満足できる	R%以上 Q%未満
C	努力を要する	R%未満

各評定の範囲		評定	
P%以上	5	特に高い程度のもの	
Q%以上 P%未満	4	十分満足できる	
R%以上 Q%未満	3	おおむね満足できる	
S%以上 R%未満	2	努力を要する	
S%未満	1	一層努力を要する	

※P～Sの具体的数値（P＞Q＞R＞S）は、校内で十分に検討して決定する。